

行方市飲食店等応援給付金

を支給します

◆ 給付額 —— 1事業者 25万円

◆ 対象者 —— 市内に住所を有する個人事業者または市内に本社をおく法人で、次のすべてに該当すること。

① 食品衛生法第52条第1項に基づき営業許可を受け、市内で飲食店、喫茶店(とともに飲食させるための客室があること)を経営していること。

② 店舗の令和元年1年間の売上が、給付額(25万円)を上回っていること。

③ 「いばらきアマビエちゃん」(茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防と社会活動との両立を図るために措置を定める条例)に登録していること。

④ 申請時点で、事業を継続する意思があること。

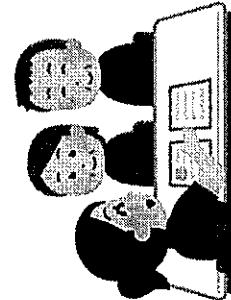
◆ 対象外の方 —— ① 申請時点で、市税等に滞納がある方。

② 行方暴力団排除条例に規定する暴力団、もしくは暴力団と関係がある方。

◆ 申請方法 —— 次の書類により、行方市商工観光課で申請してください。

① 申請書兼請求書

市商工観光課窓口で請求、または市ホームページからダウンロード(両面印刷)してください。



② 事業を営んでいることが確認できる書類

食品衛生法に基づく営業許可証の写し

③ 令和元年1年間の売上の確認できる書類

令和元年度の確定申告書等の写し

④ 客室があることを証明できる書類

客室の写真等

⑤ 事業代表者名義の通帳の写し
給付金の振込先となります。

⑥ 事業代表者の確認ができる書類
運転免許証、マイナンバーカード等

⑦ 感染症防止対策宣言書(いばらきアマビエちゃん)の写し など

◆ 申請期間 —— 令和3年2月1日(月)から同年2月26日(金)まで

申請とお問い合わせは、
行方市商工観光課 (北浦庁舎1階 電話 0291-35-2111) まで

